

平成 28 年 7 月 11 日

「実務修習業務規程」及び「実務修習業務規程施行細則」の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

1. 改正の経緯

現在、国土交通省では、学生等の若年層や不動産分野での職務経験のない層への受験者の拡大を目指し、不動産鑑定士試験等の見直しの検討が行われています。それに並行して、当委員会では、同省と連携して、平成 29 年（第 12 回実務修習）改正実施を目的として、本会が実施する実務修習制度の改善に向けた検討を進めています。そして今般、平成 28 年（第 11 回実務修習）より、段階的に改正を進めるため、実務に関する講義において、基礎となる知識の拡大修得を目指すと共に、実務対応能力を強化するために、「実務修習業務規程」（以下、「規程」という。）及び「実務修習業務規程施行細則」（以下、「細則」という。）の一部改正を行います。

その他、文言等の軽微な修正を行います。

2. 主な改正のポイント

(1) 「実務に関する講義」に係る科目の追加について

実務における必要性・重要性を鑑みて、規程第 25 条別表第一（実務に関する講義において修得すべき科目及び単位数）を改正し、次の 3 科目を追加します。

- ・行政法規総論
- ・価格等調査ガイドライン
- ・宅地見込地の鑑定評価

なお、既存科目の「開発法」において、併せて原価法の講義を行うこととし、科目名を「原価法及び開発法」に変更します。

(2) 上記追加科目の実施方法について

実務修習生の負担軽減を図るため、規程第 5 条第 2 項第 1 号、第 25 条及び細則関連規定を改正し、上記(1)の追加科目に係る実施方法については、インターネットを用いた通信形式による講習（「e ラーニング講習」という。）とします。

以 上